

辺戸岬における地域観光新発見事業委託業務 公募型簡易プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型簡易プロポーザルは、辺戸岬での観光コンテンツ造成にあたり、広く企画提案を募集し、総合的な見地から最も適切な者を選定することを目的に実施する。

2 業務概要

- (1)業務名称 辺戸岬における地域観光新発見事業委託業務
- (2)業務内容 別紙「辺戸岬における地域観光新発見事業委託業務特記仕様書」による。
- (3)履行期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- (4)業務場所 国頭村字辺戸地内（辺戸岬周辺地域）
- (5)提案上限額 金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定金額ではなく、提案上限額を示す。

3 参加資格

公募型簡易プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県本島内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、国頭村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 法人税の滞納がないこと。
- (5) 過去に国・県・市町村等が発注した同種又は類似業務を元請として受注した実績があること。

4 事務局

所在地 〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地

担当課 国頭村 商工観光課 担当者 志岐禎峰

電話 0980-41-2622（直通） FAX 0980-41-5910

E-mail t_shiki435@vill.kunigami.okinawa.jp

5 スケジュール

	内 容	期 日
1	企画提案資料及び質問票の受付開始	令和6年9月17日(火)
2	質問票受付期限	令和6年9月20日(金)
3	必要書類及び企画提案書類の提出期限	令和6年10月2日(水)
4	優先交渉権者の選定	令和6年10月7日(月)
5	受注者の決定及び契約締結	令和6年10月8日(火)以降

6 提案書等の提出

(1) 提出方法

事務局まで持参とし、平日(土日、祝日を除く)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)の時間帯で受領します。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書届(様式 1)
- イ 事業者概要(様式 2)
- ウ 業務実績調書(様式 3)
- エ 定款(写し可)
- オ 納税証明書(未納がないことを証明する書類)
- カ 直近2期分の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- キ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ク 業務工程表(任意様式)
- ケ 企画提案書(任意様式)
- コ 委託業務見積書(任意様式)
- サ ク及びケの電子データ(PDF形式)

(3) 提出期限

令和6年10月2日(水)午後4時まで

(4) 資料の追加

提出期限以降における資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。

7 提案書等に関する質問及び回答

- (1) 質問は、質問書(様式 4)によりメールまたはFAX等にて事務局までお願いします。
- (2) 質問の受付期限は、令和6年9月20日(金)の午後4時までとします。
- (3) 回答は、取りまとめの上、令和6年9月24日(火)に通知します。

8 公募型簡易プロポーザルの辞退

提案書等を提出した事業者で提案を辞退する場合は、速やかに意思表示すること。
なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

9 審査における評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務実績・理解度	本業務を遂行する上で必要な実績を有しているか。 また、目的及び内容を的確に把握・理解しているか。	20
企画提案内容	(1) 辺戸岬に関する現状と課題が把握され、その内容が踏まえられた提案となっているか。	20
	(2) 企画内容に具体性があり、将来的に実現性が期待できる内容となっているか。	20
業務実施体制	(1) 業務の実施に当たり、十分な経験があり的確に遂行できる人材の確保や体制構築等がされているか。	10
	(2) 業務を適切に遂行するスケジュール設定や実施における関係法令適合の整理がされているか。	10
委託業者見積額	業務に対応する項目が分かりやすく明記されているか。また、積算根拠、コストは妥当か。	20
合 計		100

10 審査結果の通知及び公表

受注候補者及び受注候補次席者に選定された者については、選定通知書を送付します。
選定結果については、受注候補者及び受注候補次席者を国頭村のホームページで公表します。

なお、審査結果についての異議の申し立ては受け付けません。

11 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがあります。

- ①提案書等が本要領の提出方法に適合しない場合
- ②提案書等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ③虚偽の内容が記入されている場合
- ④その他、本要領に違反すると認められた場合

12 業務契約

国頭村は、提案書において最も優れた提案者と認められた受注候補者と契約交渉を行います。ただし、受注候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次席者を契約交渉の相手方とするものとします。

13 その他

- (1)公募型簡易プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (2)提出された提案書等は返却しません。
- (3)提案書等は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。
- (4)提案書等及びその複製は、審査以外は提出者に無断で使用しないものとします。

ただし、選定された提案書等及びその複製については、村議会、住民説明会等へ配付及び国頭村ホームページで公表できることとします。